

宮城県高等学校文化連盟専門部設置規程

第1条 専門部新設の申請条件は次のとおりとする。

1. 専門部は、全県を対象とした1分野1組織であること。
2. 専門部は、流派等にかかわらない組織であること。
3. 専門部は、複数の加盟校があること。
4. ただし、全国高等学校総合文化祭宮城大会開催にあたり、必要があると認められる文化活動である場合はこの限りではない。

第2条 専門部は、専門部長(高等学校長)を責任者とする。

第3条 専門部は、原則として規約第4条に定める学校の教諭をもって組織する。

第4条 専門部の設置及び廃止は、評議員会で決定する。

1. 会長は、設置及び廃止について審議の必要があると認めたときは、当該専門部について調査し、その結果を理事会、評議員会に提示し、設置及び廃止の審議を求めるものとする。

附 則

1. この規程は、評議員会の議決によらなければ変更することができない。

2. この規程は、平成元年11月29日から施行する。

3. 平成26年5月16日 第4条 改定(1を追加)

4. 平成27年5月15日 第1条 改定(4を追加)

宮城県高等学校文化連盟表彰規程

- 1 本連盟は連盟の発展に寄与し、その功績の顕著な者を表彰する。
- 2 表彰は感謝状、功労賞および宮城県高等学校文化連盟賞とする。

(A) 感謝状

次に該当する者を表彰する。

- ① 会長
- ② 副会長・支部長・専門部長・定通部長
 - ①については、在任期間1年以上とし、退任時に表彰する。
 - ②については、通算在任期間3年以上とし、退任時に表彰する。

(B) 功労賞

次に該当する者を表彰する。ただし、再表彰はしない。

- ① 支部理事・専門部理事・定通部理事・会長指名理事
- ② その他、県高文連会長が推薦した者
 - ①については、通算在任期間5年とし、在任期間が経過した翌年に表彰する。

(C) 宮城県高等学校文化連盟賞

品位、学業を考慮し、次に該当する者を表彰する。

- ① 高文連が主催する全国大会・東北大会で、優れた成績を修めた団体および個人。
- ② 前項①に準ずる大会で、優れた成績を修めた団体および個人。

3 (A)および(B)の表彰は次年度の評議員会の席上で行う。

(C)の表彰は年度末に行う。

4 推薦は事務局・支部・専門部・定通部が行い、常任理事会で決定する。

5 提出書類は所定の様式による。

附 則

1. この規程は平成9年5月16日より施行する。
2. 平成16年 5月13日 2 改定(感謝状・功労賞・宮城県高等学校文化連盟賞)
3. 平成16年 5月13日 3 改定(2の改定に基づく)
4. 平成17年 5月12日 2(C) 改定